

第2号

学校教育推進室だより

東大阪市教育委員会学校教育部 学校教育推進室 令和8年7月3日

〒577-8521 東大阪市長北一丁目1番1号 TEL06-4309-3268〜9

学校教育基本目標

すべての子どもに生きる喜びとあすをつくる力を

重点目標

総合的視点に立つ教育の推進

人権尊重に徹した教育の実践

「探究と対話」をもとに学び続ける教職員へ

信頼に応える学校園づくり

学校園・家庭・地域の協働

夏の交通事故防止運動

大阪府では7月の1ヶ月間、夏の交通事故防止運動が実施されます。

この運動は、夏の行楽期を迎えるにあたり、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、交通事故の防止を図ることを目的としています。

運動の重点とスローガン（一部抜粋）

- ・自転車の安全利用の推進
「ヘルメット 命のお守り 忘れずに」
- ・こどもの交通事故防止
「いのちはね ゲームみたいに もどらない」



「夏の交通事故防止運動」の実施について[大阪府 HP]

自転車安全利用5則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



← 警察庁「自転車安全利用五則」



“こどもの交通事故防止対策の要点”

[大人の配慮事項]

- 交通ルール遵守の手本を示す
こどもの前で、信号無視や乱横断をしない
こどもは大人のまねをする
- こどもに対する思いやりの気持ちを持つ
こどもが横断しようとしていたら
 - ・ 運転者 → 停止・減速
 - ・ 運転者以外 → 保護・誘導
 により、こどもの安全な横断を確保
- こどもの急な飛び出しに備え減速する
 - ・ 「学校」、「幼稚園」、「保育所等」の周辺
 - ・ 「通学路」、「園児のお散歩コース」、「住宅街の道路」

おとなが手本を示すように行動することが大切

警察庁「こどもの交通事故防止対策の要点」→



自転車の交通違反は事故に直結する危険な行為です。
自転車を利用する際は、必ずルールを守りましょう。

[警察庁ホームページ]

- ◆ 自転車は車のなかま
～自転車はルールを守って安全運転～ →



[警察庁ホームページ]

- ◆ 「自転車の安全利用の促進」キッズページ →



[警察庁ホームページ]

- ◆ 「自転車の新しい制度」(青切符について) →



夏休みは、子どもだけで外出する機会が増えます。

子どもたちが夏休みを安全に過ごすためにも、横断歩道の渡り方や、道路にひそむ危険性、自転車の安全利用について、子どもと対話してみてください。

学校図書館の活用を通して ～学校司書と教職員の連携～

学校図書館は「読書センター・学習センター・情報センター」として、児童生徒の学びを支える重要な場です。本市では、令和3年度より学校司書を小中学校に配置し、教職員と連携して学校図書館の活用を推進しています。

学校司書はこんな取組みをしています！（取組み例）

- ◆ 児童生徒に対する、本の紹介や読み聞かせ
- ◆ 学校図書館の環境整備
- ◆ 学習内容に関連した図書の展示や資料リストの作成
- ◆ 授業で活用する資料の収集や提供
- ◆ 調べ方や情報の扱い方について助言

児童生徒が本に親しみ、読書の幅を広げたり、本を学習に活用したりするための取組みを進めています。教職員との協働により学校図書館の活用は一層広がります。

こうした取組みを通して、児童生徒の読書活動を推進するとともに、学習の基盤となる「言語能力」「情報活用能力」の育成につなげていきます。



学校司書による
読み聞かせ（若江小）



“防災”についての授業で使用する
本を収集し、児童の「調べる」
選択肢に（若江小）

7月「いじめ防止推進月間」

東大阪市では、「東大阪市いじめの防止等に関する条例」において、7月を「いじめ防止推進月間」と定め、右に示している「のぼり」と併せて「ポスター」を学校園へ配付しいじめの防止について広く啓発しています。

日ごろより学校では、いじめは重大な人権侵害であり、「いじめをしない、させない、ゆるさない」という考えのもと、授業や学校行事等すべての教育活動を通じて、子どもたちの自己肯定感、自己有用感を育み、自分と自分の周りの人を大切に、認め合うことで誰もが安心していられる集団づくりに取り組んでいます。また、子どもが発する小さなサインを見逃さないよう、いじめアンケートの実施や相談窓口の周知などにより、早期発見・早期対応に努めています。

保護者や地域の方におかれましても、子どもたちの気になる様子がありましたら、学校または下記相談窓口までお知らせいただき、解決に向けて一緒に考え、取り組んでいきましょう。



7月いじめ防止推進月間啓発のぼり

子どもの態度や様子がおかしいと感じたら……

☆じっくりと聴いてください

子どもが話し始めたら、まずは、自分の意見をはさまず最後まで聴いてあげてください。

☆学校に相談してください

学校では、担任はもちろん、校長、教頭、養護教諭、スクールカウンセラー等が対応します。

☆相談する機関があります

学校に相談しにくい、他の意見も聞いてみたい、対応に困っているというときには、下記の相談機関があります。

【学校以外の相談窓口】

■東大阪市教育センター	「いじめ・悩み110番」（子ども専用）	:06-6732-0110
（平日9時～17時30分）	「子どもの悩み相談」（保護者・市民専用）	:06-6720-7867
■大阪府教育センター	「すこやかホットライン」（子どもからの相談）	:06-6607-7361
（平日9時30分～17時30分）	「さわやかホットライン」（保護者からの相談）	:06-6607-7362
（平日の時間外及び休日）	「すこやか教育相談24」（子ども・保護者）	:0120-0-78310